

東京都水道局コンプライアンスポリシー

1 法令遵守とコミュニケーション

- 「東京都コンプライアンス基本方針」に従い、法令遵守はもとより、都民が期待する水道局の使命を果たしているか、都民に対して誠実な対応となっているか、都民から信頼される誠実な行動ができているか、社会規範に適合しているか、社会的要請は何か、常に考え、業務を行います。
- 職場内や周囲とのコミュニケーションを大切にし、業務上の問題点、違和感、気づきについては、一人で抱え込まず、上司や同僚へ相談するなどして解決し、業務を進めます。
- 部下や同僚等から相談を受けた際には、真摯に向き合い、必要に応じて上司等へ相談し、個人としてではなく組織として、解決に向け対応していきます。

2 不正行為の排除

- 独占禁止法、入札談合等関与行為防止法の内容、趣旨を理解するとともに、同法を遵守し、入札談合、入札談合等関与行為などの不当な取引制限に関わる行為は一切行いません。
- 業者からの不当な働きかけが確認された場合は、その事実を直ちに上司等に報告するとともに、不当な働きかけには一切応じません。

3 法令違反行為の報告

- 他人の法令違反行為又はそのおそれを認めた場合には、その事実を局に報告（通報）します。
- 法令違反行為のみならず、業務上の問題点、業務上の悩みについても、速やかに同僚や上司等に相談し、解決に努めます。

4 コンプライアンスリスクの把握

- コンプライアンスについて、常に高い当事者意識と危機意識をもち、自己の業務のリスクは何か、職場におけるリスクは何か、常にリスクを考え、適切な対応策を考えます。
- 重大なリスクが認められる場合又は組織的な対応が必要と判断される場合には、上司等に報告し、その内容を共有します。